

日米豪印外相会合 共同声明

(1) 我々、豪州、インド及び日本の外務大臣並びに米国の国務長官は、2024年7月29日に日本の東京で集まり、世界の利益のための国際秩序を維持及び強化するため、我々のコミットメント、共通の原則及び能力を再確認する。我々は、これらの共有された課題について議論及び協議を行い、インド太平洋地域内外の他の国々と共に安定及び繁栄に向けた各国のビジョンと、日米豪印が地域に具体的な利益を提供するための我々の計画を示す。

(2) 我々は、包摂的で強靱な、自由で開かれたインド太平洋への日米豪印の確固たるコミットメントを再確認し、自由、人権、法の支配、民主的価値、主権及び領土の一体性、国連憲章に従った紛争の平和的解決及び武力による威嚇又は武力の行使の禁止の原則に対するその力強い支持とともに、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序の堅持への我々のコミットメントにおいて結束している。いかなる国も支配せず、いかなる国も支配されず、競争が責任を持って管理され、各国があらゆる形態の威圧から自由であり、自らの未来を決定するための主体性を発揮できる地域を追求するとともに、全ての国は地域の平和、安定及び繁栄への貢献における役割を有する。我々は、全ての国が、誤解と誤算のリスクを減らすための実践的な措置を講じるよう取り組むことの重要性を強調する。

(3) 我々は、その地域のニーズに応えつつ、インド太平洋地域の持続可能な開発、安定及び繁栄を支援するための前向きかつ実践的なアジェンダを共同で推進している。我々は、全ての国と国民が、パートナーシップ、平等及び相互尊重に基づき、どのように協力し、及び貿易を行うかについて、自由な選択を行うことができる地域に貢献する。日米豪印を通じ、我々は、海洋安全保障、重要・新興技術、サイバーセキュリティ、人道支援及び災害救援、健康安全保障、気候変動、テロ対策、インフラ及び接続性等の課題に関する実践的な協力を通じて地域を支援し、持続可能で透明かつ公正な貸付及び融資慣行により債務危機に対処している。我々は、我々の地域における共有された課題に対処するため、地域のパートナーと協力し続ける。

(4) 我々は、効果的な地域制度によって支えられた、開かれ、安定し、繁栄したインド太平洋を支持する。我々は、ASEAN一体性及び中心性並びに東アジア首脳会議及びASEAN地域フォーラムを含むASEAN主導の地域のアーキテクチャに対する我々の揺るぎない支持を再確認する。我々は、「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実践的な実施を支持し、この点において我々各々のASEANとの協力を強化する。我々は、太平洋諸島フォーラム(PIF)を始めとする、太平洋主導の地域のアーキテクチャを尊重し、「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」の目標に沿って太平洋島嶼国を支えることに強くコミットしている。また、我々は、地域の最も喫緊かつ重要な課題に対処するための地域随一の機関である環インド洋連合(IORA)への確固たる支援や、「インド太平洋に関するIORAアウトルック」の実施等を通じて、インド洋における我々の実践的な協力をより一層強化している。

(5) 我々は、主権及び領土一体性の尊重を含む国際法並びに海洋空間における平和、安全、安全保障及び安定の維持が、インド太平洋の発展及び繁栄を支えるとの確信を再確認する。我々は、海洋権益に関する主張に係るものを含む、ルールに基づくグローバルな海

洋秩序に対する挑戦や南シナ海及び東シナ海における課題に対応するため、特に国連海洋法条約（UNCLOS）に反映されている国際法の遵守の重要性を強調する。我々は、東シナ海及び南シナ海における状況を深刻に懸念し、力又は威圧により現状変更を試みるいかなる一方的な行動にも強く反対することを改めて表明する。我々は、係争地形の軍事化、南シナ海における威圧的かつ脅迫的な操船に対する我々の重大な懸念を表明し続ける。また、我々は、海上保安機関及び海上民兵の船舶の危険な使用、様々な種類の危険な操船の使用の増加、及び他国の海洋資源開発活動を妨害する試みについて、重大な懸念を表明する。我々は、海洋に係る紛争は UNCLOS に反映されている国際法に従って平和的に解決されなければならないことを確認する。我々は、航行及び上空飛行の自由、その他の合法的な海の利用並びに国際法と整合的な妨げられない商業活動を維持・堅持することの重要性を強調する。我々は、UNCLOS の普遍的かつ統一的な性格を改めて強調し、その UNCLOS の法的枠組みの中で海洋及び海における全ての活動は実行されなければならないことを再確認する。我々は、2016年7月12日の仲裁裁判所による仲裁判断が重要なマイルストーンであり、当事者間の紛争を平和的に解決するための基礎であることを改めて表明する。

（6）我々は、インド洋及び太平洋において UNCLOS に整合的な自由で開かれた海洋秩序を維持及び発展させていくことに貢献し、そのために地域のパートナーとの協力及び連携を強化していくことを決意している。我々は、太平洋諸島フォーラム漁業機関と協力し、衛星データ、訓練及び能力構築を通じて、太平洋における地域の海洋状況把握を強化し続ける。こうした取組に沿って、我々は、海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）を地理的にインド洋地域へ拡大することを意図する。我々は、インドのグルグラムにあるインド洋地域情報融合センター（IFC-IOR）を通じて、南アジアにおけるプログラムの早期運用開始を目指している。さらに、我々は、地域のパートナーとの緊密な連携の下、効果的な技術協力を取り入れている。また、我々は、海洋安全保障を強化するための能力構築協力を通じて、この地域に貢献する。我々は、インド太平洋におけるルールに基づく海洋秩序を維持するための取組を支援し、国際海洋法の課題に我々の専門知識を集中させるため、日米豪印海洋安全保障作業部会の下に、日米豪印海洋法対話を立ち上げることを意図する。

（7）我々は、インド太平洋における持続可能な開発を支援し、経済的及び社会的利益をもたらす、重要・新興技術の変革の力を認識する。我々は、信頼され安全で強靱な電気通信ネットワークの発展を推進し続け、サプライヤーの多様化、オープンRAN、そして、日米豪印各国が、オープンRANの試験、コアネットワークの交換及び能力構築において大規模な投資を共同で確保した、パラオにおけるオープンRANの展開等の共同プロジェクトを推進する。我々は、本年から東南アジア諸国の学生にも対象を拡大した日米豪印フェロシップを通じて、科学、技術、工学及び数学の次世代の専門家を育成している。我々は、世界中の農家が収量及び抵抗力を高めるための新興技術を通じた農業におけるイノベーションを推進するため、我々が日米豪印首脳会合までに署名することを意図している、今後の共同研究協力のための協力覚書を含む、AI-ENGAGEの具体的な進展を歓迎する。我々は、日米豪印の間の半導体サプライチェーンの強靱性強化に関する進展を歓迎する。我々は、広島AIプロセスの成果、GPAIニューデリー閣僚宣言2023、「持続可能な開発のための安全、安心で信頼できるAIシステムに係る機会確保」に関する国連総会決議等を通じて、安全、安心で信頼できるAIシステムの実現に向けた国際的な取組を推進することの重要性を認識する。我々は、AIシステムとAIガバナンス・フレームワーク間の相互運用性に関する国際的な協力をより一層深化させることにコミットする。

我々はまた、人工知能及び次世代情報通信のための国際技術基準に関する日米豪印トラック 1.5 対話を歓迎する。我々は、新たな産業革命を牽引するキーテクノロジーの一つであるバイオ製造を推進する上での合成生物学の重要な役割を認識し再確認するとともに、協力拡大の機会を模索する。

(8) 我々は、より開かれた、安全で、安定し、アクセス可能かつ平和なサイバー空間への我々のコミットメントを再確認する。我々は、能力構築プロジェクト及びサイバー空間における責任ある国家の行動について議論するための、日米豪印サイバー大使会合の設立を歓迎する。我々は、フィリピンでのサイバー能力構築に関する国際会議や、インドにおける来たる日米豪印サイバー・ブートキャンプ等の、我々の能力構築プロジェクトを加速させる意向である。我々は、重要セクターのサプライチェーンの安全性と強靱性、信頼できるベンダーによる安全な商用海底ケーブルを含む重要インフラの防護を含め、インド太平洋地域におけるサイバーセキュリティの強化に必要な協力分野についての議論が進展していることを歓迎する。我々はまた、IoT製品のサイバーセキュリティに関する日米豪印パートナーのラベリングスキームの相互承認に関する協力を歓迎し、ソフトウェアセキュリティがバイデザインとバイデフォルトによるものである文化を促進し強化する我々のコミットメントを確認する。我々は、インド太平洋全域で個人とコミュニティのサイバーセキュリティに対する意識を強化する第2回日米豪印サイバー・チャレンジを期待している。

(9) 我々は、メディアの自由を支援すること及び国際社会における信頼を損ない不和をもたらす偽情報を含む外国による情報操作や干渉に対処することにより、情報環境を保護することに対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、これらの策略が国内及び国際的な利益を妨害することを意図したものであることを認識し、我々の地域のパートナーとともに、我々の集団的な専門知識と能力を活用して対応することにコミットする。情報空間の一体性を守るため、我々は、人権を支持し、メディアの自由を支援し、オンライン・ハラスメントや虐待に対処し、非倫理的な行為に対抗するというコミットメントを再確認する。

(10) 我々は、紛争の予防及び解決並びに平和構築における女性及び女児の重要な役割を確認し、人権並びに平和及び安全の維持及び促進のためのあらゆる取組への彼女たちの平等かつ意義のある参画及び全面的な関与の重要性、そして、紛争の予防及び解決に関する意思決定における彼女たちの役割を増大させる必要性を強調する。我々は、包摂的で公平かつ繁栄したインド太平洋地域の構築を目指し、女性及び女児の福祉、安全及び経済的エンパワーメントを促進するための継続的な取組を歓迎する。我々は、災害リスク削減への適用を含め、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダへの貢献及びその実施にコミットする。我々はまた、国内外において、ジェンダー平等を達成し、あらゆる多様性を持つ女性及び女児の人権を促進することにコミットする。WPSアジェンダは、紛争及び課題に効果的に対処するために極めて重要である。

(11) 我々は、災害対応活動を調整することで、インド太平洋における自然災害によって引き起こされる脆弱性に対応することにコミットしており、地域の災害に対するパートナー政府やコミュニティ主導の対応への我々の支援を通じてこれを実証する。我々は、2024年5月の悲劇的な地滑りの後、パプアニューギニアを救援支援し、日米豪印パートナーは、合わせて500万ドル以上の人道支援を行ったが、パプアニューギニアの復興に向け

た努力を引き続き支援していくことを望んでいる。我々は、日米豪印パートナー間の効果的、即時的、協調的な対応メカニズムを可能とする、日米豪印の人道支援・災害救援（HADR）標準手順書（SOPs）の最終化を歓迎する。我々は、災害時に地域のパートナーに対して実践的な支援を提供するため、我々の連携をより一層強化することを期待している。次回の年次会合と机上訓練は日本で開催される予定であり、それは日米豪印のHADRに関する協力及び連携を引き続き強化することとなる。

（12）我々は、国境を越えたテロを含むあらゆる形態及び主張によるテロと暴力的過激主義を明確に非難する。我々は、テロリストやテロ組織による無人航空機（UAV）、ドローン、トンネル、情報通信技術の使用を糾弾する。我々は、11月26日のムンバイ及びパタンコート襲撃を含むテロ攻撃を改めて強く非難し、これらの攻撃の実行者を遅滞なく裁判にかけよう求める。我々は、全ての国に対し、自国の支配下にある領域がテロ目的に利用されることを防止するため、即時的、持続的かつ不可逆的な行動を取るよう求める。我々は、テロ攻撃の実行者の説明責任を促進し、制裁に関連する国連安保理決議の履行を、国内での指定等を通じて支援するため、協力することにコミットする。我々は、アル・カーイダ、ISIS/ダーイシュ、ラシュカレ・タイバ（LeT）、ジャイシュ・エ・ムハンマド（JeM）を含む国連が指定する全てのテロ組織及びそれらの代理グループに対する協調行動を求めることを改めて表明する。我々は、国際協力にコミットしており、新技術及び新興技術のテロ目的での使用がもたらす脅威を含む、テロ及び暴力的過激主義がもたらす脅威を防止し、探知し、これに対応する能力を強化するために、我々の国際及び地域のパートナーと共に包括的かつ持続的に協力する。我々は、2023年12月にホノルルで開催された第1回日米豪印テロ対策作業部会会合及び第4回机上演習で行われた実りある議論を歓迎するとともに、2024年11月に日本が次回の会合及び机上演習を主催することを心待ちにしている。

（13）我々は、強靱なインフラの開発を通じて地域の接続性を向上させるという我々のコミットメントを再確認し、豪州におけるケーブル連結性・強靱性センターの設立や、米国のCABLESプログラムの下での地域における1,000人を超える電気通信担当者及び幹部の研修等、ケーブルの連結性と強靱性のための日米豪印パートナーシップの下での進展を歓迎する。我々はまた、南アジア、東南アジア及び太平洋島嶼国を含む、インド太平洋のプロジェクト開発者や管理者を対象とした日米豪印インフラ・フェローシップ・プログラムが、2023年日米豪印首脳会合で発表された当初の1,800名から2,200名以上に拡大されたことを賞賛する。日米豪印パートナーは、このイニシアティブが首脳会合で立ち上げられてから、720件のフェローシップを提供してきた。我々は、インド太平洋における電力セクターの強靱性強化に向け、インドで災害に強靱なインフラのためのコアリション（CDRI）が開催したワークショップを評価する。我々は、我々の国が繁栄したインド太平洋を推進することを可能にする、日米豪印の輸出信用機関の間での協力覚書が署名されたことを賞賛する。我々は、2023年にPIF首脳によって認められ、質の高いインフラ投資に関するG20原則と密接に整合する、太平洋の質の高いインフラ原則を歓迎し、前向きな開発効果を最大化するインフラを提供することを切望する。我々は、多国間ドナーを含む全てのインフラ資金提供者に対し、インフラ案件が開かれ、透明性が高く、説明責任を果たし、ライフサイクルコストを考慮した経済性があり、債務の持続可能性に配慮し、社会的及び環境的配慮を統合し、気候変動に対する強靱性を強化するものであるよう推進することを奨励する。我々は、インド太平洋におけるデジタルサービスへのアクセスを改善すること、及び人権を尊重しつつ持続可能な開発を促進するための、安全なデジタル公

共インフラの変革の機会を検討することを目指す。我々は、地域における補完的なインフラ案件に引き続き取り組んでいく意向である。

(14) 我々は、地域における健康安全保障を強化及び維持するための持続的な取組の重要性を引き続き認識する。我々は、日米豪印ワクチン・パートナーシップの成功に基づき、エピデミックやパンデミックの可能性のある疾病発生の予防、探知及び対応を強化するため、日米豪印健康安全保障パートナーシップの下で、第2回パンデミック対応机上演習を開催し、インド太平洋の強靱性強化に努めた。日米豪印健康安全保障パートナーシップの下での我々のコミットメントの一環として、2024年の日米豪印の取組には、地域の公衆衛生上の緊急事態に対応する能力を構築するための東南アジアの公衆衛生専門家のための訓練が含まれる。

(15) 我々は、我々の地域に社会、環境及び経済の面で大きな課題を突き付けている気候危機への対処が緊急に必要であることを認識する。「日米豪印気候変動適応・緩和パッケージ(Q-CHAMP)」の下、我々は、気候・クリーンエネルギーに係る協力を強化するとともに、気候変動の影響に対する適応・強靱性を促進するため、インド太平洋のパートナーと引き続き協力する。我々は、インド太平洋におけるクリーンエネルギー・サプライチェーンに関する日米豪印原則声明への我々のコミットメント、及び多様で、安全で、透明かつ強靱なクリーンエネルギー・サプライチェーンを促進し、持続可能かつ包摂的なクリーンエネルギーへの移行に資することを目的とした、クリーンエネルギー・サプライチェーン・イニシアティブを想起する。日米豪印はまた、太平洋島嶼国の気候変動への強靱性を高めるため、インド太平洋地域において気候データに関する能力、協力及び情報共有メカニズムを構築している日米豪印気候情報サービスイニシアティブを引き続き実施する。我々は、CDRIやその強靱な島嶼国のためのインフラ(IRIS)イニシアティブ等の世界的なパートナーシップを通じた支援も提供する意向である。

(16) 我々は、インド太平洋における宇宙関連のアプリケーション及び技術の不可欠な貢献を認識する。我々は、全ての国に対し、宇宙空間の安全で、平和的で、責任ある、持続可能な利用に貢献するよう求める。我々は、全ての国にとって宇宙空間の安全保障を向上させることを目的とした国際協力と透明性の促進と信頼醸成措置に引き続きコミットする。我々は、宇宙条約を含む、宇宙空間における活動に関する既存の国際的な法的枠組みを堅持することの重要性、及び同条約の全ての当事国が、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことの義務を再確認する。

(17) 我々は、ウクライナで激化している戦争について、その恐るべき悲劇的な人道的結果を含め、最も深い憂慮を表明する。我々は、主権と領土一体性の尊重を含む、国連憲章の目的と原則に整合的な形での、国際法に従った包括的で公正かつ永続的な平和の必要性を改めて表明する。我々はまた、ウクライナにおける戦争が、世界の食料とエネルギーの安全保障、特に発展途上国や後発開発途上国に与える悪影響に留意する。この戦争の文脈で、我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇は受け入れられないとの認識を共有する。我々は、国際法を堅持することの重要性を強調し、国連憲章に沿って、全ての国家は、いかなる国家の領土一体性及び主権又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならないことを再確認する。

(18) 我々は、北朝鮮による、複数の国連安保理決議に違反する、安定を損なう弾道ミサイル技術を使用した発射及び核兵器の継続的な追求を非難する。我々は、不法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画に資金を供給するために、北朝鮮が、拡散上のつながりや悪意あるサイバー活動、海外の労働者を利用していることに対して重大な懸念を表明する。我々は、関連する国連安保理決議に沿った朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対し、国連安保理決議の下での全ての義務を遵守し、実質的な対話を行うよう強く求める。我々は、北朝鮮に関連する核及びミサイル技術の地域内外でのいかなる拡散も防止することの必要性を強調する。この文脈で、我々は、全ての国連加盟国に対し、全ての武器及び関連物資の北朝鮮への移転又は北朝鮮からの調達を禁止を含め、関連する国連安保理決議を遵守するよう要請する。北朝鮮に関連する国連安保理決議に基づく制裁への違反の監視を任務とする国連専門家パネルのマンデートが延長されなかったことを踏まえ、我々は、引き続き完全に有効な、関連する国連安保理決議の継続的な履行に対する我々のコミットメントを改めて表明する。我々は、拉致問題の即時解決の必要性を再確認する。

(19) 我々は、ラカイン州を含むミャンマーの政治、治安、人道的状況の悪化を引き続き深く懸念している。継続する紛争と不安定性は、地域の平和と安全保障に深刻な影響を与えている。我々は、暴力の即時停止、不当に拘束された全ての人々の解放、安全で阻害されない人道アクセス、全ての関係者間の建設的で包摂的な対話による危機の解決及び包摂的な民主主義の道への回帰を再度求める。我々は、5つのコンセンサスの実施、ASEAN議長及びASEANミャンマー担当特使の建設的な取組等を通じて危機の解決を目指すASEANのリーダーシップに対する強い支持を再確認する。我々は、全ての当事者に対し、ASEANの5つのコンセンサスの完全な実施を要請する。我々はまた、ミャンマー情勢が、サイバー犯罪、違法薬物取引や人身売買等の国際犯罪の増加を目の当たりにしている近隣諸国に対して与える影響を懸念する。我々は、全ての国に対し、ジェット燃料を含む武器やデュアルユース物資の流入を防止するよう、改めて訴える。我々は、ミャンマー国民に対する支持を堅持し、ミャンマー国民が主導するプロセスにおいて、危機に対する持続的かつ持続可能な解決策を見出すため、現実的かつ建設的な方法で全ての関係者と引き続き協力することにコミットする。

(20) 我々は、中東における平和と安定の実現に重大な関心を共有する。我々は、2023年10月7日のテロ攻撃を断固として非難する。ガザにおける民間人の大規模な犠牲と人道上の危機は受け入れられない。我々は、ハマスに拘束された全ての人質の解放を確保することが不可欠であることを確認し、人質解放の取引がガザにおける即時かつ持続的停戦をもたらすことを強調する。我々は、ガザ全域で命を救う人道支援の提供を大幅に増やす緊急の必要性や、地域でのエスカレーションを予防する極めて重要な必要性を強調する。我々は、全ての当事者に対し、適用可能な国際人道法を含む国際法を遵守するよう強く求める。我々は、国連安保理決議 S/RES/2735(2024)を歓迎し、全ての関係する当事者に対し、全ての人質の解放と即時停戦に向けて即時かつ着実に取り組むよう強く求める。我々は、全ての当事者に対し、支援従事者を含む民間人の生命を保護するために実行可能なあらゆる手段を講じるとともに、人道救援物資の迅速な輸送を促進するよう求める。我々はまた、インド太平洋諸国を含む他の国々に対し、現地の切迫した人道的ニーズに対処するための取組を増やすよう懇請する。我々は、ガザ地区の将来の復旧と復興は、国際社会によって支持されるべきであることを強調する。我々は、イスラエル人とパレスチナ人の双方が公

正で永続的かつ安全な平和の中で暮らすことを可能にする二国家解決の一環として、イスラエルの正当な安全上の懸念を考慮した形での、主権を有し、実現可能な、独立したパレスチナ国家にコミットし続ける。イスラエルによる入植地の拡大や、あらゆる方面への暴力的過激主義を含め、二国家間解決の見通しを損なういかなる一方的な行動も終わらせなければならない。我々は、紛争がエスカレートし、地域に波及することを防ぐ必要性を強調する。

(21) 我々は、紅海およびアデン湾を通過する国際船舶及び商業船舶に対する、ホーシー派による現在進行中の攻撃を非難する。これらの攻撃は地域を不安定にさせ、航行の権利と自由、及び貿易の流れを妨げ、船舶と船員を含むその乗船者の安全を脅かすものである。

(22) 我々は、国連憲章への我々のコミットメントを改めて表明し、あらゆる国の領土一体性又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを含め、国連憲章の目的及び原則を堅持するよう全ての国々に求める。我々は、法の支配の尊重を堅持し、国際法を誠実に遵守することへのコミットメントを強調する。それらは全ての加盟国の平和、安定、繁栄の基礎を成すものである。この文脈において、我々はまた、多国間システムとその制度を強化することへの我々のコミットメントを改めて表明する。我々は、多国間システム、特に国連に対する集団的信頼を回復する必要性を強調し、国連及び国際システムの基本原則を損なおうとする試みに対処するために協力することにコミットしている。我々は、国連安保理の常任及び非常任理事国議席の拡大等を通じて、包括的な国連改革アジェンダを推進することにコミットしている。この観点から、我々は、国連安保理をより代表性があり、透明性があり、効果的かつ信頼できるものにするのを全体的な目的として、早期の改革を求めるとともに、国連安保理改革に関する政府間交渉（IGN）プロセスに積極的かつ建設的に関与することにコミットする。我々はまた、改革された安保理においてアフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブの常任理事国としての代表性向上を求める。我々は、「Pact for the Future」において、喫緊かつ包括的な国連改革に関する野心的な文言に向けて取り組む意向である。残り6年となったが、我々は、持続可能な開発のための2030アジェンダの完全な実施と、経済、社会及び環境という三つの側面において均衡のとれた包括的な方法による、全ての持続可能な開発目標（SDGs）の達成に対する我々のコミットメントを堅持し続ける。我々は、2030アジェンダとその17のSDGs及び169のターゲットが、全ての人の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女性のエンパワーメントを達成することを目指していることを認識する。これらは統合的で不可分であり、経済、社会及び環境という、持続可能な開発の三つの側面の均衡をとるものである。この観点から、我々は、未来サミットを含め、持続可能な開発のための2030年以降の枠組みに関する議論に建設的に強く関与するという、我々のコミットメントを強調する。日米豪印は、SDGsの中心的な前提である「誰一人取り残さない」に基づき、人権と人間の尊厳が守られる、安全で安心な世界を実現し続ける。我々は、国連SDG枠組みを再構築しようとする試みに懸念を抱いており、2030アジェンダとSDGsは相互に関連し、不可分であることを確認する。

(23) 日米豪印は、進化を続けながら成果を上げているパートナーシップであり、地域諸国や国際社会に、今日の課題に対応するための解決策や選択肢を提示し続けている。日米豪印は、本日ここに発表された協力項目を含め、他国に具体的な利益をもたらす計画を着実に実行していくことにコミットする。

(24) 我々は、本年後半にインドが次回の日米豪印首脳会合を開催すること、そして2025年に米国が次回の日米豪印外相会合を開催することを期待している。